

令和6年度定期監査結果報告書の公表

令和6年度定期監査の結果に関する報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、次のとおり公表いたします。

令和7年2月26日

石垣市監査委員 前原博一

石垣市監査委員 石垣達也

令和6年度定期監査結果報告書

- 第1 監査の種類** 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく監査
- 第2 監査の基準** 石垣市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）に準拠している。
- 第3 監査の方法** 令和6年度（令和6年9月30日現在）における予算の執行状況及び事務事業の状況並びに財産の管理状況等について、監査資料の提供を求め、関係各課から説明を聴取し、これらの財務に関する事務が、条例や関係法規に基づき適正かつ効率的に行われているか、また、それら事業は経費に見合った効果を挙げているのか等を主眼として実施した。
- 第4 監査の対象** **会計課（P6～P7）**
行政委員会（P7～P10）
選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局
教育部（P10～P28）
教育総務課、学務課、学校教育課、いきいき学び課、文化財課
市史編集課、博物館、学校給食センター、図書館
消防本部（P28～P31）
消防総務課、予防課、警防課、消防署
- 第5 監査の期間** 令和6年10月11日から令和7年2月25日まで
- 第6 監査の結果** 次のとおりである。

※ 文中「指摘事項等」は次の区分によるものとする。

(1) 指摘事項

違法、不当及び不正が認められる状況又は判断が困難な状況への指摘とする。

(2) 是正事項

違法性や不当性等は見られないが改善を要する悪い状況に対し対応を求める。

(3) 注意事項

好ましくない状況が見受けられるので気をつけるよう申し述べること。

(4) 要望事項

予算執行の効果や事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

【 I. 共通事項 】

定期監査対象課において、改善を要する同様の事項があるため、共通事項として集約し報告する。

(1) 使用料徴収に係る不備（指摘事項）

「石垣市立学校施設の使用料に関する条例」、「石垣市立文化会館設置条例」、「石垣市立図書館の設置及び管理に関する条例」の規定により、使用料を前納しなければならないが、後納となっており特別の理由を示す資料も確認できない。各種条例を遵守し、適正に対応していただきたい。

教 育 部 学務課、いきいき学び課、図書館

(2) 支払いの遅延（指摘事項）

支払いが遅延していることを確認した。政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定める期限を遵守し、適切な時期の支出事務処理に努めていただきたい。

行政委員会 選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局
教 育 部 文化財課、市史編集課

(3) 起案用紙の様式の不備（是正事項）

「石垣市教育委員会事務局処務規程」第8条で規定する第4号様式を使用せず、本文に罫線がない様式を第4号様式の2として任意に使用しているもの、また第4号様式としているにもかかわらず罫線がないものが見受けられた。起案用紙は当該規程に基づいているが、任意の様式を使用していることから、起案用紙の見直しを検討して

いただきたい。

教 育 部 教育総務課、学務課、学校教育課、いきいき学び課、文化財課
市史編集課、博物館、学校給食センター、図書館

(4) 起案文書の不備（是正事項）

見積依頼文の作成漏れ、起案文書の未作成、起案に添付されている資料の誤記載、見積依頼書又は各種通知等における文書番号の未記載及び公印の省略を確認した。石垣市文書取扱規程に基づき、適正な事務処理を行うよう努めていただきたい。

行政委員会 選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局
教 育 部 教育総務課、学務課、学校教育課、いきいき学び課、文化財課
市史編集課、学校給食センター

(5) 件名等の不備（是正事項）

契約又は支出に関する関係書類の件名等が統一されていないことを確認した。適正な書類の作成に努めていただきたい。

教 育 部 教育総務課、学校教育課

(6) 收受文書取扱いの不備・届出文書対処の不備（是正事項）

各種届出等提出書類の取扱いについて、收受印の押印漏れ、收受番号の未記載、供覧されていない等、適正を欠いているものを確認した。提出された書類等については、「石垣市文書取扱規程」、「石垣市教育委員会事務局処務規程」、「石垣市消防本部及び消防署文書事務取扱規程」に基づき適正に対処していただきたい。

行政委員会 選挙管理委員会事務局
教 育 部 教育総務課、学務課、学校教育課、いきいき学び課、文化財課
学校給食センター、図書館
消 防 本 部 消防総務課、警防課

(7) 検査調書の不備（是正事項）

納入者住所の未記載、金額と合計額の相違、鉛筆を使用した日付の訂正を確認した。石垣市財務規則に基づき、適正に対処していただきたい。

行政委員会 選挙管理委員会事務局
教 育 部 博物館
消 防 本 部 予防課

(8) 予算執行伺書の不備（是正事項）

支出負担行為伺日と支出負担行為日の日付が前後しているもの、決裁欄における鉛

筆の使用を確認した。予算執行伺書の作成については、石垣市財務規則で定められており、適正な事務処理に努めていただきたい。

教 育 部 教育総務課、学校教育課

(9) 文書提出（編綴）の不備（是正事項）

請求書、見積書、仕様書の添付漏れ、業務委託仕様書に定める作業報告書が提出されていないことを確認した。適正に対応していただきたい。

教 育 部 教育総務課、学校教育課、文化財課

(10) 業務委託契約書で示す書類提出の不備（是正事項）

業務計画書、業務報告書、業務完了報告書（通知）の未提出、検査結果の通知漏れ、業務責任者の通知漏れを確認した。業務委託契約書を遵守し、適正な対応をしていただきたい。

教 育 部 教育総務課、学校教育課、博物館

(11) 切手受払簿の不備（是正事項）

切手受払簿について、取扱者（使用者）、内容、受入日が未記載となっているもの、受入枚数、増減枚数、差引枚数、切手使用枚数の総数に誤記載があるもの、切手残数の記載欄がなく定期的な残数照合が行われていないものを確認した。

残数の記載欄がない受払簿については、公金等取扱事務説明書の資料（任意様式）を参考に、受払時に残枚数を確認できるよう様式を見直していただきたい。また、切手類は換金性が高く現金と同様の取扱いが求められていることから、受払簿の適正な記載及び管理に努めていただきたい。

行政委員会 選挙管理委員会事務局

教 育 部 教育総務課、学務課、学校教育課、いきいき学び課
市史編集課、博物館、図書館

消 防 本 部 消防総務課、予防課、警防課、消防署

(12) 起案用紙の不備（注意事項）

起案用紙に設けている決裁日、決裁区分、文書保存区分、文書番号、あて先、発信者、情報公開の可否等について記入していないもの、決裁区分、文書番号、あて先、発信者、件名、本文の誤記載、記入に鉛筆等を使用しているもの、決裁欄の押印漏れ等を確認した。

起案用紙は、「石垣市文書取扱規程」「石垣市教育委員会事務局処務規程」「石垣市消防本部及び消防署文書事務取扱規程」に基づいており、各項目は空欄にせず、また鉛筆を使用せず適切に記入していただきたい。公文書は実施機関の責務として、石垣市

情報公開条例第 3 条第 3 項において「(前略) 文書の作成及び管理を怠ってはならない」とされており、適正な文書作成に努めていただきたい。

行政委員会	選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局
教育部	教育総務課、学務課、学校教育課、いきいき学び課、文化財課 博物館、学校給食センター、図書館
消防本部	消防総務課、警防課、消防署

(13) 予定価格調書の封筒の不備（注意事項）

予定価格調書における入札等の目的と封筒の件名の不一致、日付の記載誤り、日時や入札場所の具体的な記載がないもの（入札執行通知書・開札調書・指名競争入札指名調書と不一致）を確認した。予定価格調書の封筒は適切に作成し保管されるものであり、記載事項は十分に確認し対処していただきたい。

行政委員会	選挙管理委員会事務局
教育部	教育総務課、学務課、学校教育課、いきいき学び課、博物館 学校給食センター、図書館
消防本部	消防総務課、警防課

(14) 最低制限価格調書の封筒の不備（注意事項）

日時及び場所が未記載のもの、入札場所の具体的な記載がないもの（入札執行通知書・開札調書・指名競争入札指名調書と不一致）を確認した。最低制限価格調書の封筒は適切に作成し保管されるものであり、記載事項は十分に確認し対処していただきたい。

教育部	学務課、図書館
消防本部	警防課

(15) 切手受払簿の不備（注意事項）

鉛筆の使用及び消せるボールペンの使用を確認した。切手類は換金性が高く現金と同様の取扱いが求められていることから、受払簿の適正な記載及び管理に努めていただきたい。

教育部	学校教育課、いきいき学び課、文化財課
------------	--------------------

【 Ⅱ. 各課等個別事項 】

会 計 課

《 会 計 課 》

1 職員の配置状況

職員配置状況は、職員 5 名（課長(会計管理者兼務)、会計係 4 名)、会計年度任用職員(一般事務補助)3 名で合計 8 名となっている。

2 主な分掌事務

現金、有価証券の出納、保管並びに財産の記録管理に関する事、決算の調製に関する事、諸収入及び支出原簿に関する事、収入及び支出命令の審査に関する事、指定金融機関に関する事を含む 6 つの事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和 6 年 9 月末現在、予算現額 1 千円に対し、収入済額は 1,536 万 6,670 円で、収入率は 1,536,667.0%である。①証紙収入(令和 6 年 4 月 1 日分)、②証紙収入(令和 6 年 4 月 2 日分)、③証紙収入(令和 6 年 6 月 12 日分)、④証紙収入(令和 6 年 7 月 11 日分)の収入事務について審査した結果、適正に行われていると認めた。

(2) 歳出の執行について

令和 6 年 9 月末現在、予算現額 7,751 万 7 千円に対し、支出済額は 1,157 万 5,035 円で、執行率は 14.9%である。①令和 5 年度決算書及び監査委員意見書印刷製本、②口座振替済通知書印刷、③メールシーラー梱包、メーカーからの輸送料、④地方税窓口収納手数料(琉銀 5 月分)、⑤地方税窓口収納手数料(沖銀 8 月分)の支出事務について審査した結果、適正に行われていると認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、①ローレル現金処理機器保守委託、②公金収納関連情報処理サービス業務委託、③指定金融機関事務委託の契約事務及び支出等について審査した結果、①において見積書の日付の不備を確認した。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃貸借契約は、①複合機賃貸借契約、②券売機賃貸借契約、③メールシーラー賃貸借契約の支出事務について審査した結果、適正に行われているものと認めた。

5 指摘事項等

(1) 見積書の日付の不備（是正事項）

作成日の無い見積書が起案用紙に添付され決裁を受けていることを確認した。適正に対応していただきたい。

行 政 委 員 会

《 選挙管理委員会事務局 》

1 職員の配置状況

職員配置状況は、職員2名（局長、主事1名）、会計年度任用職員1名で合計3名となっている。

2 主な分掌事務

委員会の庶務に関すること、条例、規則、規程等の制定、改廃に関すること、公告に関すること、委員会予算の経理並びに物品出納に関すること、選挙人名簿の調製、閲覧、異議申立に関することを含む15の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和6年9月末現在、予算現額1,575万9千円に対し、収入済額は241万9,431円で、収入率は15.4%である。①沖縄県議会議員一般選挙費委託金の収入事務について審査した結果、適正に行われていると認めた。

(2) 歳出の執行について

令和6年9月末現在、予算現額4,184万4千円に対し、支出済額は1,703万7,591円で、執行率は40.7%である。①切手購入 84円×100枚、②沖縄県議会議員一般選挙投票所入場券印刷、③車椅子修繕、④投票用紙計数機点検、⑤沖縄県議会議員一般選挙 投票所入場券ハガキ発送、⑥沖縄県議会議員一般選挙結果検収、⑦令和6年度全国市区選挙管理委員会連合会 分担金、⑧期日前投票システム賃借料（R6年8月分）長期継続契約の支出事務について審査した結果、②において支払いの遅延、検査調書の不備、④において請書の不備を確認した。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、①沖縄県議会議員選挙ポスター掲示場設置等業務委託、②沖縄県議会議員選挙期日前投票周知横断幕の契約事務及び支出事務について審査した結果、①において起案文書の不備、收受文書取扱いの不備等を確認した。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料契約は、①選挙管理委員会 Probono 期日前投票管理システム賃借契約、②複合機賃借契約（令和元年6月1日～令和6年5月31日）の支出事務について審査した結果、適正に行われていると認めた。また③複合機賃借契約（令和6年6月1日～令和11年5月31日）の契約事務及び支出事務について審査した結果、收受文書取扱いの不備等を確認した。

5 財産の管理状況

(1) 切手受払簿について

切手受払簿(4月～9月)を審査した結果、切手受払簿の不備を確認した。

6 指摘事項等

(1) 支払いの遅延（指摘事項）

(2) 起案文書の不備（是正事項）

(3) 收受文書取扱いの不備（是正事項）

(4) 検査調書の不備（是正事項）

(5) 請書の不備（是正事項）

請書について、納入又は引渡の場所に記載誤りがあることを確認した。適正な書類の作成に努めていただきたい。

(6) 切手受払簿の不備（是正事項）

(7) 起案用紙の不備（注意事項）

(8) 予定価格調書の封筒の不備（注意事項）

(9) 入札書等の不適切な受理（注意事項）

指名競争入札において、複数社が辞退し残り1社となったため入札が中止されたにもかかわらず、入札書、委任状及び義務履行証明書が提出され、受理していることを確認した。適切に対処していただきたい。

《 農 業 委 員 会 事 務 局 》

1 職員の配置状況

職員配置状況は、職員5名（局長、農地係2名、農政係2名）、会計年度任用職員3名で合計8名となっている。

2 主な分掌事務

農地等の権利設定に関する事、農地等の転用の制限に関する事、農地等の転用のための権利設定の制限に関する事、農地の利用最適化に係る関係行政機関に対する意見の提出に関する事、地域計画に関する事を含む29の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和6年9月末現在、予算現額915万2千円に対し、収入済額は40万7,700円で、収入率は4.5%である。①農業者年金業務委託手数料の収入事務について審査した結果、起案用紙の不備を確認した。

(2) 歳出の執行について

令和6年9月末現在、予算現額8,480万5千円に対し、支出済額は3,526万6,572円で、執行率は41.6%である。①要請活動(ゴルフリゾート計画)、②全国農業新聞購読料(令和6年4月～令和7年3月)、③(リ-フ)農業経営を法人化しませんか、④タブレット基本料(ソフトバンク契約)4月分、⑤燃料代(6月分)、⑥豊年祭祝儀(川平公民館他12か所)、⑦広告料「豊年祭」、⑧VISPRO モバイルスクリーン、⑨令和6年度「農業委員会職員全国研究会」参加負担金の支出事務について審査した結果、④において支払いの遅延、⑧において起案用紙の不備を確認した。

(3) 資金前渡について

令和6年9月末現在、交際費で①「豊年祭祝儀(大浜)」において7月12日付で3千円、②「豊年祭祝儀(崎枝、伊原間)」において7月17日付で6千円、③「豊年祭祝儀(川平公民館 他12か所)」において7月17日付で3万9千円を支出している。①～③について適正に精算され、処理されていると認めた。なお、③については、精算時に4公民館分(白保、宮良、双葉、新川)の1万2,000円を精算額とし、残りの9公民館分は施行なしとして2万7,000円を返納している。

4 契約事務の状況

(1) 使用料及び賃借料の契約について

使用料及び賃借料契約は、①農地台帳システム機器賃貸契約(デスクトップパソコン一式)、②農地台帳地図システム賃借料契約の支出事務について審査した結果、適正に行われていると認めた。また③農地台帳システム及びハード機器賃借の契約事務及び支出事務について審査した結果、起案文書の不備等を確認した。

5 財産の管理状況

(1) 切手受払簿について

切手受払簿(4月～9月)を審査した結果、適正に管理されていると認めた。

(2) 物品台帳について

備品購入費で購入したデジタルカメラは、石垣市物品管理規則第7条第2項に基づき物品台帳(様式第1号)に適正に記載され管理されていると認めた。

6 指摘事項等

(1) 支払いの遅延(指摘事項)

(2) 起案文書の不備（是正事項）

(3) 起案用紙の不備（注意事項）

教 育 部

＜ 教 育 総 務 課 ＞

1 職員の配置状況

職員配置状況は、職員 7 名（課長（博物館長兼務）、総務係 2 名、企画調整係 4 名（うち 1 名は 12/17 まで育休）、会計年度任用職員 4 名で合計 11 名となっている。

2 主な分掌事務

教育行政の総合調整に関すること、部内の連絡調整に関すること、教育機関の設置、廃止及び変更に関すること、機構改革及び事務改善に関すること、組織及び定数に関することを含む 44 の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入について

令和 6 年 9 月末現在、予算現額 3 億 1,371 万 3 千円に対し、収入済額は 8,949 万 1,139 円で、収入率は 28.5%である。

(2) 歳出について

令和 6 年 9 月末現在、予算現額 11 億 9,687 万 3 千円に対し、支出済額は 4 億 355 万 9,094 円で、執行率は 33.7%である。①こどもの日・児童福祉週間新聞広告（八重山毎日新聞）、②自家用車の公務使用燃料費（学校司書支援員）R6 年 6 月分、③学校給食費口座振替手数料（6 月分）、④石垣第二中学校 児童生徒部活動等派遣費補助金の支出事務について審査した結果、①において起案文書の不備、④において書類編綴の不備を確認した。

(3) 収入未済額及び滞納整理状況について

令和 6 年 9 月末現在、現年度分は、桃原用昇奨学基金国債利子 100 万円（1 件）、奨学貸付金償還金 863 万 7 千円（68 件）、桃原用昇奨学貸付金償還金 60 円（3 件）、学校給食費（児童等分）1 億 7,190 万 7,330 円、学校給食費（教職員分）1,547 万 8,150 円で合計 1 億 9,702 万 2,540 円である。過年度分は、奨学貸付金滞納繰越分 2,049 万 5 千円（27 件）、学校給食費滞納繰越分（児童等分）562 万 1,669 円、学校給食費滞納繰越分（教職員分）30 万 8,460 円で合計 2,642 万 5,129 円であり、現年度分及び過年度分で合計 2 億 2,344 万 7,669 円の収入未済がある。

滞納の原因について、奨学貸付金では無職又は経済的困窮による償還遅延、学校給

食費では保護者の経済的理由、規範意識の欠如、教職員の休職・退職によるものである。滞納解消計画として、文書・電話・家庭訪問による督促の措置をとるとしている。

(4) 資金前渡について

令和6年9月末現在、教育長交際費として①4月24日付で5万8千円、②7月23日付で4万円、第36回九州都市教育長協議会定期総会出席者負担金として③5月2日付で8千円を支出している。①③については、適正に精算され処理されていると認めた。②については、実施途中のため全て終了後の精算となることを確認した。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、①大濱信泉記念館指定管理委託料の支出事務について審査した結果、起案文書の不備等を確認した。また②給食費封緘業務、③給食費口座情報テキスト化業務の契約事務及び支出事務について審査した結果、②において件名等の不備、業務委託契約書で示す書類提出の不備等、③において起案文書の不備、予算執行伺書の不備、文書提出の不備を確認した。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃貸借契約は、①複写機賃貸借料（令和3年11月15日～令和6年10月31日）、②複写機賃貸借料（令和4年3月15日～令和7年2月28日）、③FAX賃貸借料の支出事務について審査した結果、適正に行われていると認めた。

5 財産の管理状況

(1) 行政財産の管理について

①大濱信泉記念館、②旧やえやま幼稚園、③旧みやとり幼稚園、④旧平久保小学校の土地及び建物を管理している。①大濱信泉記念館の目的外使用許可件数は336件、使用許可金額は141万1,500円となっている（うち、減免許可件数44件、減免許可金額18万1,100円）。②旧やえやま幼稚園の目的外使用許可件数は1件、使用許可金額は384万円となっている（全額減免）。③旧みやとり幼稚園の目的外使用許可件数は1件、使用許可金額は723万720円となっている（全額減免）。

このうち、②旧やえやま幼稚園及び③旧みやとり幼稚園の財産貸付（目的外使用）事務について審査した結果、②において起案文書の不備、②③に共通して収受文書取扱の不備等を確認した。

(2) 切手受払簿について、

切手受払簿（4月～9月）を審査した結果、切手受払簿の不備を確認した。

6 補助金の交付状況

①八重山地区学校音楽発表会実行委員会補助金（令和6年度）、②八重山中学校体育連盟補助金（令和5年度／令和6年度）の交付について、支出負担行為書、支出調書、

実績報告書等の審査を行った結果、適正におこなわれているものと認めた。

7 指摘事項等

- (1) 起案文書の不備（是正事項）
- (2) 起案用紙の様式の不備（是正事項）
- (3) 件名等の不備（是正事項）
- (4) 業務委託契約書で示す書類提出の不備（是正事項）
- (5) 文書提出（編綴）の不備（是正事項）
- (6) 予算執行伺書の不備（是正事項）
- (7) 收受文書取扱いの不備（是正事項）
- (8) 切手受払簿の不備（是正事項）
- (9) 起案用紙の不備（注意事項）
- (10) 予定価格調書の封筒の不備（注意事項）
- (11) 書類編綴の不備（注意事項）

監査対象とは異なる事業の補助金申請に係る文書が編綴されていることを確認した。適正な管理をしていただきたい。

《 学 務 課 》

1 職員の配置状況

職員配置状況は、職員 9 名（課長、学務係 4 名（うち 1 名療養中）、施設係 4 名）、会計年度任用職員（一般事務補助）1 名で合計 10 名となっている。

2 主な分掌事務

学校施設使用及び使用料に関すること、学校給食費助成事業に関すること、要保護、準要保護児童生徒の認定及び扶助費支給に関すること、へき地児童生徒援助費等補助金（修学旅行費・保健管理費）に関すること、学校施設設備の管理業務委託に関することを含む 36 の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入について

令和 6 年 9 月末現在、予算現額 4,971 万 2 千円に対し、収入済額は 178 万 8,266 円で、収入率は 3.6%である。①石垣小学校 体育館使用料 IBクラブ、②大浜中学校 体育館使用料 竹の子の森保育園、③真喜良小学校 体育館使用料 八重山マスターズの収入事務について審査した結果、③において使用料徴収の不備を確認した。

(2) 歳出について

令和 6 年 9 月末現在、予算現額 8 億 5,314 万 9 千円に対し、支出済額は 2 億 2,646 万 6,690 円で、執行率は 26.5%である。①登野城小学校 製氷機購入、②小学校図書購

入 宮良小学校、③教材備品購入 石垣中学校の支出事務について審査した結果、①において起案文書の不備、支出負担行為決議書の起票日の不備等、②③において起案用紙の様式の不備を確認した。

(3) 収入未済額及び滞納整理状況について

令和 6 年 9 月末現在、180 万 9,277 円(うち 14 款分担金及び負担金は 8 万 9,195 円、16 款国庫支出金 136 万 7 千円)となっている。14 款分担金及び負担金と 16 款国庫支出金を除く主な内訳は、15 款使用料及び手数料の小学校使用料は 15 万 6,600 円(14 件)で体育館使用料である。また中学校使用料は 14 万 8,100 円でグラウンド使用料 5,600 円(1 件)、体育館使用料 14 万 2,500 円(12 件)である。22 款諸収入 4 万 8,382 円(電気料分担金 4 万 8,000 円(1 件)、太陽光発電売電収入 382 円(1 件))である。滞納については無かった。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、①ごみ収集処理業務委託(小学校 9 校)、②石垣市立小学校警備委託(人的)の契約事務及び支出事務について審査した結果、①において入札資料受領書の不備等、①②において起案用紙の様式の不備を確認した。

5 工事の施工状況

工事の施工状況は、令和 5 年度の①石垣小学校渡廊下等整備工事、②登野城小学校教室増築工事(建築)、③石垣中学校昇降機改修工事、④石垣小学校放課後児童クラブ等整備工事(建築)、令和 6 年度の④石垣第二中学校体育館屋根改修工事、⑤市内学校施設トイレ改修工事について、支出負担行為決議書、契約書、支出調書等の審査を行った。その結果、①③④⑤に共通して起案用紙の様式の不備、①④⑤に共通して起案文書の不備、①～⑤に共通して届出文書の対処の不備等、③において見積書の不備、⑤において指名競争入札指名調書等の不備を確認した。

6 財産の管理状況

(1) 借用財産の契約について

名蔵小中学校用地借地賃貸借契約(借用地 2 箇所)について、契約事務及び支出事務について審査した結果、起案用紙の様式の不備を確認した。

(2) 切手受払簿について

切手受払簿(4 月～9 月)を審査した結果、切手受払簿の不備を確認した。

7 補助金の交付状況

①令和 6 年度石垣市遠距離通学費補助金(小学校) 1 学期分、②令和 5 年度石垣市遠距離通学費補助金(小学校)について、支出負担行為決議書、支出調書、実績報告書等を審査した結果、①②に共通して起案用紙の様式の不備、届出文書の対処の不備、②にお

いて支出命令書の添付資料の不備を確認した。

8 指摘事項等

(1) 使用料徴収に係る不備（指摘事項）

(2) 見積書の不備（指摘事項）

予算執行伺書に添付されている見積書は、見積有効期間の 60 日間を過ぎている。適正な事務処理に努めていただきたい。

(3) 支出命令書の添付資料の不備（指摘事項）

支出命令書に添付している「令和 5 年度 遠距離通学補助金交付対象者」中の川平小学校 3 学期授業日数と保護者から教育長に提出された「石垣市遠距離通学費補助金請求書」中の日数は、川平小学校校長から提出があった「石垣市遠距離通学費補助金に係る出席日数証明書及び移動確認書」中の出席日数と比べ差がある。併せて支出負担行為変更決議書の金額及び債権者内訳書に金額の差があることを確認した。適正な支払事務処理を行っていただきたい。

(4) 起案用紙の様式の不備（是正事項）

(5) 起案文書の不備（是正事項）

(6) 指名競争入札指名調書の不備（是正事項）

指名競争入札指名調書における入札の日時を鉛筆書きで記載している。また開札調書で記した開札の日時と異なっていることを確認した。適正な書類の作成に努めていただきたい。

(7) 入札資料受領書の不備（是正事項）

受領日が未記入となっていることを確認した。適正に対応していただきたい。

(8) 支出負担行為決議書の起票日の不備（是正事項）

随意契約の決裁日の前に「支出負担行為決議書」を起票している。適正な事務処理を行うよう努めていただきたい。

(9) 届出文書の対処の不備（是正事項）

(10) 切手受払簿の不備（是正事項）

(11) 起案用紙の不備（注意事項）

(12) 起案用紙の件名の誤り（注意事項）

①起案用紙の件名を「調査職員の通知について(伺い)」としているが、建設工事請負契約書第 9 条第 1 項は、「発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。」と規定されていることから起案用紙の件名は誤りである。

②起案用紙の件名を「石垣小学校放課後児童館等整備事業(建築)の一括発注について」としているが、正しくは「石垣小学校放課後児童クラブ等整備事業(建築)の一括発注について」であり、件名は誤りである。

起案用紙は、石垣市教育委員会事務局処務規程に基づいており、適切に記入していただきたい。また、公文書は実施機関の責務として、石垣市情報公開条例第 3 条第 3 項において「(前略) 文書の作成及び管理を怠ってはならない」とされており、適正な文書作成に努めていただきたい。

(13) 予定価格調書の封筒の不備（注意事項）

(14) 最低制限価格調書の封筒の不備（注意事項）

《 学 校 教 育 課 》

1 職員の配置状況

職員配置状況は、職員 10 名（課長、指導係 7 名、情報教育推進係 2 名）、会計年度任用職員 13 名（うち 1 名は令和 6 年 9 月 8 日付退職）で合計 23 名となっている。

2 主な分掌事務

学校管理職・教職員の研修に関する事、県費負担教職員の定期人事異動事務に関する事、学習指導に関する事、教育課程に関する事、学校訪問指導計画に関する事を含む 46 の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入について

令和 6 年 9 月末現在、予算現額 1,070 万 9 千円に対し、収入済額は無い。

(2) 歳出について

令和 6 年 9 月末現在、予算現額 3 億 7,178 万 1 千円に対し、支出済額は 1 億 4,191 万 3,381 円で、執行率は 38.2%である。①リーディング DX スクール事業 事業開始キックオフ、②子ども自律サポーター用教科用図書、③R6 年度運動部活動の地域移行に関する周知説明会、④令和 6 年 5 月分報酬として（医療的ケア児支援）、⑤R6 年度適応指導教室あやばに学級水質検査料、⑥R6 年度総合学習講師謝礼（富野小 6/21）、⑦スクールロイヤー相談会に係る支出事務について審査した結果、適正に行われていると認めた。

(3) 収入未済額及び滞納整理状況について

令和 6 年 9 月末現在、519 万円の収入未済額があるが、全て国庫支出金である。

(4) 資金前渡について

令和 6 年 9 月末現在、日本道徳基礎教育学会研究大会参加費について 7 月 23 日付で 1 万 5 千円を支出しており、適正に精算され処理されていると認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、①GIGA スクールネットワーク環境保全委託、②GIGA スクール端末保守、③令和 6 年度石垣市医療的ケア児支援事業平真小看護師配置業務委託の契約事務及び支出事務について審査した結果、①②に共通して業務委託契約書で示す書類提出の不備、③において起案文書の不備、件名等の不備、文書提出（編綴）の不備等を

確認した。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃貸借契約は、①令和6年度 AI型学習ドリル賃貸借業務、②令和6年度小学校指導者用デジタル教科書ライセンス使用契約、③令和6年度中学校指導者用デジタル教科書ライセンス使用契約の契約事務及び支出事務について審査した結果、①において起案文書の不備、文書提出（編綴）の不備、②において設計書の不備、納品書の不備、③において文書提出（編綴）の不備等を確認した。

5 財産の管理状況

(1) 切手受払簿について

切手受払簿(4月～9月)を審査した結果、切手受払簿の不備を確認した。

6 補助金の交付状況

石垣市学力向上推進委員会補助金（令和5年度／令和6年度）について、支出負担行為決議書、支出調書、実績報告書等を審査した結果、令和5年度及び令和6年度に共通して収受文書取扱いの不備等を確認した。

7 発刊物について

令和6年9月現在、①学力向上リーフレット（600部）、②社会科副読本「わたしたちの石垣市」（1,200部）、③令和6年度教育研究所要覧（50部）、④令和6年度教育研究所研究報告書（110部）、⑤STEAM教育体験報告書（45部）の発刊を予定している。

8 指摘事項等

(1) 起案文書の不備（是正事項）

(2) 起案用紙の様式の不備（是正事項）

(3) 件名等の不備（是正事項）

(4) 業務委託契約書で示す書類提出の不備（是正事項）

(5) 文書提出（編綴）の不備（是正事項）

(6) 予算執行伺書の不備（是正事項）

(7) 設計書の不備（是正事項）

賃貸借事業の使用契約設計書において、業務概要欄に記載誤りを確認した。適正な書類の作成に努めていただきたい。

(8) 収受文書取扱いの不備（是正事項）

(9) 納品書の不備（是正事項）

支出命令書に添付されている納品書について、納品日が記載されていないことを確認した。適切に対応していただきたい。

(10) 切手受払簿の不備（是正事項）

(11) 起案用紙の不備（注意事項）

(12) 予定価格調書の封筒の不備（注意事項）

(13) 請求書の不適切な保管（注意事項）

請求日の無い請求書が複数保管されていることを確認した。適正に対処していただきたい。

(14) 切手受払簿の不備（注意事項）

《 い き い き 学 び 課 》

1 職員の配置状況

職員配置状況は、職員 7 名（課長、学び係 4 名、青少年係 2 名）、会計年度任用職員 21 名（学び係 2 名（社会教育指導員）、青少年係 19 名（相談支援員（有資格）2 名、ユースワーカー 7 名（うち有資格者 1 名）、臨床心理士 1 名、スクールサポーター 9 名（うち有資格者 2 名））で合計 28 名となっている。

2 主な分掌事務

社会教育行政の総合調整に関すること、生涯学習の普及、啓発及び振興に関すること、社会教育委員に関すること、社会教育関係団体の指導育成に関すること、石垣市青少年センターに関することを含む 20 の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入について

令和 6 年 9 月末現在、予算現額 243 万 2 千円に対し、収入済額は 21 万 9,350 円で、収入率は 9.0%である。①文化会館施設使用料（いしがき少女合唱団）4～9 月分、②文化会館クーラー使用料（いしがき少女合唱団）5～9 月分の収入事務について審査した結果、①②に共通して使用料徴収に係る不備、使用許可書の様式の不備を確認した。なお①については申請書に係る事務局記載の不備も見受けられた。

(2) 歳出について

令和 6 年 9 月末現在、予算現額 1 億 1,228 万 8 千円に対し、支出済額は 4,112 万 3,152 円で、執行率は 36.6%である。①平得公民館誘導灯取替修繕、②切手 84 円 50 枚に係る支出事務について審査した結果、①において起案文書の不備、起案用紙の様式の不備、②において切手受払簿の不備を確認した。

(3) 収入未済額及び滞納整理状況について

令和 6 年 9 月末現在、3 万 1,200 円となっている。15 款使用料及び手数料の公民館使用料で 8,200 円（2 件）、文化会館使用料で 2 万 3 千円（4 件）である。滞納については無かった。

(4) 資金前渡について

令和 6 年 9 月末現在、10 節 需用費（石垣市小中学生教育交流事業 食糧費 8 万 1,000

円)、13 節 使用料及び賃借料(石垣市小中学生教育交流事業 入場料 2,200 円)である。公会計システム(精算状況)を確認し、適正に精算され処理されていると認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、①石垣市小学生・中学生教育交流事業業務委託、②石垣市小学生中学生教育交流事業(北上市)業務委託、③石垣島天文台運營業務委託、④放課後子ども教室委託(新川ドルフィンズ スポーツ少年団)、⑤地域未来塾委託(二中未来塾)の契約事務及び支出事務について審査した結果、①③④⑤に共通して起案用紙の様式の不備、①において届出文書の対処の不備等、②において予定価格調書の封筒の不備、③において起案文書の不備、添付資料の不備、就業状況の報告と検査調書作成の不備、④において領収書(該当月)の不備を確認した。なお⑤については注意事項として活動日誌の不備も見受けられた。

5 工事の施工状況

工事の施工状況は、令和 5 年度の文化会館外壁修繕工事について、支出負担行為決議書、契約書、支出調書等の審査を行った。その結果、起案文書の不備、起案用紙の様式の不備等を確認した。

6 財産の管理状況

(1) 借用財産の管理について

石垣市立文化会館(借地)について、内閣府沖縄総合事務局八重山財務出張所より借用している。支出負担行為決議書、支出調書等の支出事務について審査した結果、適正に行われていると認めた。

(2) 切手受払簿について

切手受払簿(4月～9月)を審査した結果、切手受払簿の不備を確認した。

7 補助金の交付状況

①石垣市自治公民館連絡協議会(令和 5 年度/令和 6 年度)、②石垣市女性連合(令和 5 年度/令和 6 年度)、③石垣市青少年健全育成協議会(令和 5 年度/令和 6 年度)について、支出負担行為決議書、支出調書、実績報告書等を審査した結果、①②に共通して起案用紙の様式の不備、補助金申請に係る添付書類の不備、①において補助金の申請に係る供覧の不備等、②において支出命令書及び概算払精算書中の内容の誤り等、③において起案用紙の様式の不備等を確認した。

8 発刊物について

令和 6 年 9 月現在、①石垣市小学生・中学生教育交流事業実績報告書、②学校・家庭・知己の連携協力推進事業実績報告書の発行を予定している。

9 指摘事項等

(1) 使用料徴収に係る不備（指摘事項）

(2) 使用許可書の様式の不備（是正事項）

①「石垣市立文化会館使用許可書」は石垣市立文化会館設置条例施行規則で定めた様式を使用していない。

②石垣市立文化会館設置条例施行規則に定めのない「石垣市文化会館設置備品使用許可書(クーラー)」という任意様式を使用している。様式の見直しを検討していただきたい。

(3) 起案文書の不備（是正事項）

(4) 起案用紙の様式の不備（是正事項）

(5) 添付資料の不備（是正事項）

起案文中に記載されている仕様書は添付されていない。適正な事務処理に努めていただきたい。

(6) 届出文書の対処の不備（是正事項）

(7) 就業状況の報告と検査調書作成の不備（是正事項）

「石垣市天文台運營業務委託契約書」第5条の規定では、「乙は、各月毎に業務委託に関する就業の状況を「勤務確認表」により翌月の5日までに甲に提出しなければならない。」と規定しているが、作成日は定められた日より後に提出されているもの、空欄のまま提出されているものが存在する。更に受領印の押印もない。併せて検査調書の作成は就業状況報告書(勤務確認表)より前に作成していることを確認した。適正に対処していただきたい。

(8) 領収書(該当月)の不備（是正事項）

7月分の領収書が添付されているが、8月分の誤りであることを確認した。適正な事務処理に努めていただきたい。

(9) 切手受払簿の不備（是正事項）

(10) 補助金の申請に係る供覧の不備（是正事項）

「石垣市社会教育団体補助金交付申請書」が提出されているが、供覧は課長止まりであることを確認した。石垣市教育委員会事務決裁規程では補助金の申請及び実績報告について、基準の明確なもので100万円未満までは決裁責任者を部長と定めている。石垣市教育委員会事務決裁規程を遵守し、適正に対処していただきたい。

(11) 補助金申請に係る添付書類の不備（是正事項）

①「石垣市社会教育団体補助金交付申請書」中、6添付書類の(4)会則等規約、(5)役員名簿及び(6)申請額算出の基礎が分かる資料は添付されていない。

②「石垣市社会教育団体補助金交付申請書」中、添付書類(様式1-1)4.実施期間は空欄になっている。適正に対応していただきたい。

(12) 支出命令書及び概算払精算書中の内容の誤り（是正事項）

支出命令書及び概算払精算書中、内容欄で「令和5年度社会教育団体補助金 石垣市婦人連合会」としているが、正しくは「令和5年度社会教育団体補助金 石垣市女性連合会」である。適正な書類の作成に努めていただきたい。

(13) 起案用紙の不備（注意事項）

(14) 予定価格調書の封筒の不備（注意事項）

(15) 申請書に係る事務局記載の不備（注意事項）

石垣市立文化会館使用許可申請書が教育委員会あてに申請されているが、当該申請書中、事務局記入欄を鉛筆書きで記載。また使用を許可する決裁欄についても鉛筆で不用な箇所を斜線し、受付番号と受付日は鉛筆で記載、または未記載である。適正な事務処理に努めていただきたい。

(16) 活動日誌の不備（注意事項）

時間数に誤りがあるが鉛筆で訂正していることを確認した。適正に対処していただきたい。

(17) 工事請負契約書(案)の訂正に係る不備（注意事項）

工事請負契約書(案)中、3. 施工期間は契約の日から5月31日までと記載しているが、鉛筆書きで5月31日の前に「令和5年」と追記し修正している。適正に対処していただきたい。

(18) 切手受払簿の不備（注意事項）

《 文 化 財 課 》

1 職員の配置状況

職員配置状況は、職員9名（課長(市史編集課長兼務)、文化財係4名、記念物係4名（うち1名は6/7から7/23まで療養、うち1名は4/1から4/8まで休職、9/20から9/25まで療養）、会計年度任用職員5名（うち1名は9/18から9/23まで療養、うち1名は7/1から11/15まで育休）で合計14名となっている。

2 主な分掌事務

文化財審議会に関すること、文化財の基礎調査に関すること、文化財の維持管理と保護整備に関すること、文化財の指定に関すること、文化財の保護と開発調整に関することを含む7つの事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入について

令和6年9月末現在、予算現額1,522万3千円に対し、収入済額は27万5,700円で、収入率は1.8%である。①旧宮良殿内観覧料（4月分）、②旧宮良殿内観覧料（5月分）の収入事務について審査した結果、適正に行われていると認めた。

(2) 歳出について

令和6年9月末現在、予算現額4,529万8千円に対し、支出済額は1,476万8,782円で、執行率は32.6%である。①令和6年度全国史跡整備市町村協議会加盟市町村会費、②宮良浜川原のヤラブ（テリハボク）並木 越境枝除去作業、③大浜地区歴史遺産広場トイレ電気料（令和6年8月分）、④デジタル一眼レフカメラ、バッテリーパッ

ク、SDカード、⑤市内説明版カラー印刷(ラミネート)3枚に係る支出事務について審査した結果、②において業務仕様書で示す書類提出の不備、④において支払いの遅延、④⑤に共通して起案文書の不備を確認した。

(3) 収入未済額及び滞納整理状況について

令和6年9月末現在、381万4千円の収入未済額があるが、全て国庫支出金である。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、①傷病カンムリワシ救護業務委託、②試掘調査業務委託(令和6年4月24日～令和6年5月20日)、③試掘調査業務委託(令和6年6月24日～令和6年6月30日)、④平久保のヤエヤマシタン調査・診断業務委託の契約事務及び支出事務について審査した結果、①において文書提出(編綴)の不備、②④に共通して起案用紙の不備、④において収受文書取扱いの不備を確認した。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃借料の契約は、下記について支出負担行為書、契約書、支出調書等の審査を行った。①建物賃貸借契約(令和6年度文化財資料保管倉庫賃貸借)、②建物賃貸借契約更新(令和6年度武元資料整理室賃貸借)の契約事務及び支出事務について審査した結果、①②に共通して起案文書の不備、②において支払いの遅延を確認した。

5 財産の管理状況

(1) 行政財産の管理について

土地・建物は、宮良殿内、権現堂、フルスト原遺跡隣接地トイレ・東屋、土地は、フルスト原遺跡、フルスト原遺跡隣接地、ヤエヤマヤシ群落、アラスク村遺跡、トゥバラーマ歌碑建立地、電信屋、美崎御嶽境内地、中マンゲー、宮鳥御嶽、富崎観音堂及び周辺、平久保安良地内、電信屋記念碑建立地、川平火番盛、石垣島東海岸の津波石群、旧和宇慶家墓、小波本御嶽、野底御嶽、黒石川窯跡、旧和宇慶家墓隣接地、世持井戸を管理している。

(2) 切手受払簿について

切手受払簿(4月～9月)を審査した結果、切手受払簿の不備を確認した。

(3) 物品台帳について

備品購入費で購入したデジタル一眼レフカメラは、石垣市物品管理規則第7条第2項で定める物品台帳(様式第1号)に適正に記載されていることを確認した。

6 補助金の交付状況

八重山上布伝承者養成事業補助金(令和5年度/令和6年度)について、支出負担行為決議書、支出調書、実績報告書等を審査した結果、令和5年度分に収受文書取扱

いの不備を確認した。

7 発刊物について

令和6年9月現在、真栄里宮鳥トーチカ跡（300部）の発刊を予定している。

8 指摘事項等

- (1) 支払いの遅延（指摘事項）
- (2) 起案文書の不備（是正事項）
- (3) 起案用紙の様式の不備（是正事項）
- (4) 業務委託仕様書で示す書類提出の不備（是正事項）

業務委託仕様書に「作業前・作業後の状況を写真撮影し、業務完了後に作業報告書として提出すること」と定められているが、当該報告書が提出されていない。仕様書に基づき適正に対応していただきたい。

- (5) 文書提出（編綴）の不備（是正事項）
- (6) 收受文書取扱いの不備（是正事項）
- (7) 起案用紙の不備（注意事項）
- (8) 切手受払簿の不備（注意事項）

《 市 史 編 集 課 》

1 職員の配置状況

職員配置状況は、職員3名（課長（文化財課長兼務）、市史編集係2名）、会計年度任用職員1名で合計4名となっている。

2 主な分掌事務

石垣市史及び関係資料集の編集発行に関すること、史資料の調査、収集、整理、及び所蔵資料の情報提供に関すること、石垣市史及び関連資料集の出荷に関すること、市民文化の向上に関すること、行政文書・公文書の整理及び保管に関することの5つの事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入について

令和6年9月末現在、予算現額51万4千円に対し収入済額は無い。

(2) 歳出について

令和6年9月末現在、予算現額1,116万6千円に対し、支出済額は97万6,666円で、執行率は8.7%である。①沖縄県地域史協議会2024（令和6）年度負担金、②Adobe Creative Cloud年間使用料、③NAS（ネットワーク対応ハードディスク）購入、④図書購入、⑤令和6年度第1回戦後開拓移民小委員会・委員報酬、⑥第1回自然小委員会・

石垣市史編集委員会出席のため、⑦切手購入、⑧石垣市史デジタル資料室年間保守（令和6年度）、⑨石垣市史尖閣関連情報データベース年間保守（令和6年度分）に係る支出事務について審査した結果、②③に共通して支払いの遅延、⑤において見積書の不備、⑥において起案文書の不備を確認した。

(3) 資金前渡について

令和6年9月末現在、古文書小委員会委員の旅費について9月2日付で3万1,760円及び3万1,380円をそれぞれ支出しており、適正に精算され処理されていると認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、①石垣市史尖閣関連情報データベース年間保守、②石垣市史デジタル資料室年間保守の契約事務及び支出事務について審査した結果、①②に共通して起案文書の不備を確認した。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃貸借契約は、①複合機賃貸借、②事務用パソコン賃貸借の支出事務について審査した結果、②において起案文書の不備を確認した。また③Adobe Creative Cloud年間使用料の契約事務及び支出事務について審査した結果、支払いの遅延を確認した。

5 財産の管理状況

(1) 切手受払簿について

切手受払簿(4月～9月)を審査した結果、切手受払簿の不備を確認した。

(2) 物品台帳について

備品購入費で購入したNAS（ネットワーク対応ハードディスク）及び図書「蘂算 琉球王朝時代の数の記録法」は、石垣市物品管理規則第7条第2項に基づき、物品台帳（様式第1号）に適正に記載されていると認めた。

6 指摘事項等

(1) 支払いの遅延（指摘事項）

(2) 起案文書の不備（是正事項）

(3) 起案用紙の様式の不備（是正事項）

(4) 見積書の不備（是正事項）

見積書における報酬額の合計額について、記載誤りを確認した。適正に対処していただきたい。

(5) 切手受払簿の不備（是正事項）

1 職員の配置状況

職員配置状況は、職員 5 名（館長(教育総務課長兼務)、管理係 2 名、学芸係 2 名)、会計年度任用職員 4 名(管理係：八重山博物館専門員 1 名、学芸係：一般事務補助 3 名)で合計 9 名となっている。

2 主な分掌事務

施設等の維持管理に関すること、入館料その他収入に関すること、常設展示及び特別展示に関すること、資料の収集、保管及び利用に関すること、講演会、研究会、講座等の開催に関することを含む 15 の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入について

令和 6 年 9 月末現在、予算現額 218 万 3 千円に対し、収入済額は 91 万 7,900 円で、収入率は 37.5%である。①令和 6 年度 八重山博物館入館料 令和 6 年 4 月分、②八重山博物館 キャッシュレス決済端末利用分（令和 6 年 8 月分）、③令和 6 年度 博物館刊行物売払代金 令和 6 年 5 月分に係る支出事務について審査した結果、適正に行われていると認めた。

(2) 歳出について

令和 6 年 9 月末現在、予算現額 5,185 万 8 千円に対し、支出済額は 779 万 8,500 円で、執行率は 15.0%である。①ターポリン懸垂幕印刷作成、②建物総合損害共済 共済基金分担金(本館・バナナ収蔵庫)、③レターパックライト 370(50 枚)、④日本博物館協会維持会費に係る支出事務について審査した結果、適正に行われていると認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、①八重山博物館所蔵 喜舎場永珣調査ノート資料修復保存作業、②桃原用昇コレクション八重山展 展示台作成業務、③桃原用昇コレクション八重山展 レイアウト変更に伴う展示台作成業務、④桃原用昇コレクション八重山展 展示資料増加に伴う展示台製作の契約事務及び支出事務について審査した結果、①～④に共通して起案用紙の様式の不備等、①～③に共通して業務委託契約書で示す書類提出の不備、②③に共通して消費税額の不整合、②において検査調書の不備を確認した。

5 工事の施工状況

八重山博物館ウォータークーラー撤去工事(博物館ロビー)を随意契約、契約金額 1 万 8,700 円で施工している。

6 財産の管理状況

(1) 借用財産の契約について

①収蔵品等の収納に係る建物(倉庫)賃貸借、②博物館使用整理作業用仮設ハウス賃貸借の契約事務及び支出事務について審査した結果、①②に共通して起案用紙の様式の不備等を確認した。

(2) 切手受払簿について

切手受払簿(4月～9月)を審査した結果、切手受払簿の不備を確認した。

7 発刊物について

企画展図録は現在準備中(負担行為額 108 万 7,900 円)、博物館紀要、こども博物館教室記録集は発行予定。

8 指摘事項等

(1) 起案用紙の様式の不備 (是正事項)

(2) 業務委託契約書で示す書類提出の不備 (是正事項)

(3) 消費税額の不整合 (是正事項)

支出負担行為決議書中の消費税額とそれに添付する業務委託契約書(案)中の消費税額に相違がある。適正な書類の作成に努めていただきたい。

(4) 検査調書の不備 (是正事項)

(5) 切手受払簿の不備 (是正事項)

(6) 起案用紙の不備 (注意事項)

(7) 予定価格調書の封筒の不備 (注意事項)

《 学校給食センター 》

1 職員の配置状況

職員配置状況は、職員 2 名(所長、主任 1 名)、会計年度任用職員 1 名で合計 3 名となっている。

2 主な分掌事務

施設及び設備等の管理に関する事、学校給食センター運営委員会に関する事、学校給食の調理に関する事、学校給食の運搬に関する事、施設及び設備等の衛生管理及び防災管理に関する事を含む 13 の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入について

歳入はない。

(2) 歳出について

令和6年9月末現在、予算現額5億5,648万円に対し、支出済額は1億9,856万9,657円で、執行率は35.7%である。①建物総合損害共済分担金、②衛生害虫防除作業(1回目)、③賄材料費(給食センター4月分)、④ボイラー煤煙測定手数料(法定検査)1回目、⑤食缶洗浄機前電磁弁交換、⑥給水設備修繕、⑦自家用電気工作物保守管理委託料(6月分)、⑧コンテナキャスターに係る支出事務について審査した結果、④⑧に共通して起案文書の不備等、④において予定価格調書等の不備、⑦において收受文書取扱いの不備を確認した。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、①汚水処理施設維持管理委託、②衛生病虫害駆除防除委託、③自家用電気工作物保守管理委託、④空調設備保守点検委託の契約事務及び支出事務について審査した結果、①～③に共通して起案文書の不備、③④に共通して起案用紙の不備を確認した。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃貸借契約は、①印刷機賃借料(5月分)、②複合機賃借料(8～9月分)の契約事務及び支出事務について審査した結果、①②に共通して起案文書の不備、②において予定価格調書の封筒の不備を確認した。

5 財産の管理状況

(1) 行政財産の管理について

給食センター(土地・建物)及び機械室棟(建物)を管理している。

(2) 切手受払簿について

切手受払簿(4月～9月)を審査した結果、適正に管理されていると認めた。

6 指摘事項等

(1) 起案文書の不備(是正事項)

(2) 起案用紙の様式の不備(是正事項)

(3) 收受文書取扱いの不備(是正事項)

(4) 予定価格調書の不備(是正事項)

予定価格調書の入札比較価格について、記載誤りを確認した。予定価格調書は適切に作成し保管されるものであり、記載事項は十分に確認し対処していただきたい。

(5) 起案用紙の不備(注意事項)

(6) 予定価格調書の封筒の不備(注意事項)

1 職員の配置状況

配置状況は、職員 5 名（館長、管理係 2 名、資料サービス係 2 名）、会計年度任用職員 9 名で合計 14 名となっている。

2 主な分掌事務

所管に係る予算の編成、執行管理及び決算に関すること、施設及び設備の維持管理に関すること、図書館資料(視聴覚資料を含む。以下同じ。)の選定、収集、整理及び保存に関すること、図書館資料の除籍に関すること、図書館資料の利用に関することを含む 18 の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入について

令和 6 年 9 月末現在、予算現額 4 万 5 千円に対し、収入済額は 8,000 円で、収入率は 17.8%である。図書館施設使用料（4 月から 9 月収入分）の収入事務について審査した結果、使用料徴収に係る不備を確認した。

(2) 歳出について

令和 6 年 9 月末現在、予算現額 1 億 4,872 万 8 千円に対し、支出済額は 2,571 万 1,206 円で、執行率は 17.3%である。令和 6 年度こっかあらブックスタート事業協力謝礼金(4 月・5 月)の支出事務について審査した結果、適正に行われていると認めた。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約は、①図書館システム一式保守委託、②石垣市立図書館照明 LED 化工事設計業務、③石垣市立図書館 LED 取替工事設計業務委託の契約事務及び支出事務について審査した結果、②③に共通して收受文書取扱いの不備、②において最低制限価格調書等の不備を確認した。

(2) 使用料及び賃借料の契約について

賃貸借契約は、①利用者情報検索コンピューターの契約事務及び支出事務について審査した結果、適正に行われていると認めた。

5 工事の施工状況

工事の施工状況は、令和 6 年度の①石垣市立図書館トイレ等改修工事、令和 5 年度の②石垣市立図書館駐車場整備工事、③石垣市立図書館 LED 取替工事について、支出負担行為決議書、契約書、支出調書等を審査した結果、①において收受文書取扱いの不備等、②③に共通して起案用紙の不備を確認した。

6 財産の管理状況

(1) 行政財産の管理について

石垣市立図書館の土地及び建物を管理している。令和6年9月末現在、目的外使用許可件数は13件、使用許可金額は9,600円となっている（うち、減免許可件数3件、減免許可金額4,400円）。使用料の財務会計事務（目的外使用許可、減免許可等含む）について確認した結果、「3 予算の執行状況（1）歳入の執行について」で記述したとおり使用料の後納が1件見受けられたが、それ以外は適正に行われていると認めた。

(2) 切手受払簿について

切手受払簿（4月～9月）を審査した結果、切手受払簿の不備を確認した。

7 指摘事項等

- (1) 使用料徴収に係る不備（指摘事項）
- (2) 起案用紙の様式の不備（是正事項）
- (3) 收受文書取扱いの不備（是正事項）
- (4) 切手受払簿の不備（是正事項）
- (5) 起案用紙の不備（注意事項）
- (6) 予定価格調書の封筒の不備（注意事項）
- (7) 最低制限価格調書の封筒の不備（注意事項）

消 防 本 部

◀ 消防総務課/予防課/警防課/消防署 ▶

1 職員の配置状況

職員配置状況は、消防総務課の職員は4名（課長、消防総務係3名）、予防課の職員は4名（課長、予防係3名）、警防課の職員は4名（課長、警防係3名）、署防暑の職員は53名（署長、第一警備係11名、第二警備係12名、第三警備係11名、伊原間出張所9名、川平出張所9名）の計65名、会計年度任用職員2名（予防係1名（一般事務補助）、警防係1名（一般事務補助））で合計67名となっている。

2 主な分掌事務

【消防総務課】

財産の取得及び処分の手続き並びに財産の管理に関すること、消防施設の整備に関すること、職団員等の公務災害補償に関すること、消防団員の報酬等に関すること、補助金、負担金に関することを含む22の事務を所管している。

【予防課】

火災の予防広報及び防火思想の普及及び宣伝に関する事、幼年消防クラブ及び女性防火クラブに関する事、消防用設備等の指導及び検査に関する事、危険物施設の許認可に関する事、消防法令適合通知交付申請書に関する事を含む 20 の事務を所管している。

【警防課】

消防計画に関する事、自衛消防に関する事、消防団に関する事、火災の警防計画に関する事、緊急消防援助隊に関する事を含む 18 の事務を所管している。

【消防署】

署員の教養訓練及び服務に関する事、火災の予防に関する事、救急、救助活動及び事務に関する事、消防職団員の訓練及び演習の計画実施に関する事、自主防災組織の訓練指導に関する事を含む 21 の事務を所管している。

3 予算の執行状況

(1) 歳入の執行について

令和 6 年 9 月末現在、予算現額 2 億 4,512 万 5 千円に対し、収入済額は 116 万 1,909 円で、収入率は 0.5% である。①危険物取扱所設置許可申請手数料、②廃車買い取り（沖縄 88 から 577）、③自動販売機電気料（R6.4 月分）、④危険物取扱所設置完成検査申請手数料、⑤燃費補償金、⑥危険物取扱所変更許可及び仮使用承認申請手数料、⑦少量危険物タンク検査）の収入事務について審査した結果、①③④⑥に共通して収入事務の不備、⑤において起案用紙の不備を確認した。

(2) 歳出の執行について

令和 6 年 9 月末現在、予算現額 9 億 1,721 万 6 千円対し、支出済額は 2 億 9,982 万 5,783 円で、執行率は 32.7% である。①沖縄県市町村事務組合消防補償等に係る負担金、②消防通信指令施設運営事業特別会計負担金（第 1 期）、③第 56 期初任教育入校経費、④ファイヤーブランケット購入、⑤新規採用職員被服一式購入、⑥自主防災会 AED パット 36 枚、⑦レンジャーロープ 外 1 点、⑧水槽付き消防ポンプ自動車整備事業、⑨水上バイク整備事業、⑩小型動力消防ポンプ、⑪資金前渡/精算 令和 6 年度予防技術検定受験、⑫資金前渡/精算 令和 6 年度潜水士免許試験、⑬RICOH G900 火災調査用デジタルカメラ、⑭ウェットスーツ、⑮消防団ポンプ操法大会用ホース 6 本の支出事務について審査した結果、④⑥⑧⑨⑩⑭⑮に共通して、起案用紙の不備、⑧～⑩に共通して予定価格調書の封筒の不備、⑬において検査調書の不備を確認した。

(3) 収入未済額について

令和 6 年 9 月末現在、2 万 7,396 円となっている。全て 15 款使用料及び手数料である。内訳は行政財産使用料 7,896 円（1 件）、完成許可手数料 6,500 円（1 件）、変更許可手数料 13,000 円（1 件）である。滞納については無かった。

(4) 資金前渡について

令和6年9月末現在、18節負担金、補助及び交付金(出席者負担金7万6,100円)である。公会計システム(精算状況)を確認したところ精算済みを確認した。

4 契約事務の状況

(1) 業務委託契約について

業務委託契約について、①消防庁舎整備アドバイザー業務委託(令和6年度分)、②耐火性防火水槽調査設計委託、③川平出張所車庫設計業務委託、④エアコンクリーニング業務委託、⑤消防指令センター派遣職員宿舎賃貸借契約(大東建託)の契約事務及び支出事務について審査した結果、①～⑤に共通して起案用紙の不備等、②において予定価格算定書の不備、予定価格調書の不備、②③に共通して届出文書の対処の不備、④において契約書の不備を確認した。また⑥消防指令センター派遣職員宿舎賃貸借契約(開邦不動産)の支出事務について審査した結果、適正に行われていると認めた。

5 財産の管理状況

(1) 借用財産の契約について

①庁舎用地借地賃貸借契約(国有地)の支出事務について審査した結果、適正に行われていると認めた。また②庁舎用地借地賃貸借契約(県有地)、③庁舎用地借地賃貸借契約(伊原間公民館有地)の契約事務及び支出事務について審査した結果、③において起案用紙の不備を確認した。

(2) 行政財産の管理について

施設内に自販機を設置している。(賃借料と電気料金を支払っている。)
川平出張所では設定電気通信事業としてNTTに土地の一部を貸し付けている。

(3) 切手受払簿について

切手受払簿(4月～9月)を審査した結果、切手受払簿の不備を確認した。

6 補助金の交付状況

①石垣市防火委員会補助金(女性防火クラブ)(令和5年度/令和6年度)、②石垣市防火委員会補助金(少年消防クラブ)(令和5年度/令和6年度)について、支出負担行為決議書、支出調書、実績報告書等を審査した結果、適正に行われていると認めた。

7 指摘事項等

(1) 収入事務の不備(是正事項)

- ①申請書の申請日が不記載のまま受領している。
- ②調定決議書に添付している電気使用量明細の日付は不記載。
- ③納入通知書は発行されているが領収書は添付されていない。
- ④申請書を鉛筆で加筆修正している。

⑤当該申請書には指定数量の倍数に関する記載がないため不明。
適正に対処していただきたい。

(2) 予定価格算定書の不備（是正事項）

予定価格算定書は根拠となる見積書から誤って転記されていることを確認した。適正な書類の作成に努めていただきたい。

(3) 予定価格調書の不備（是正事項）

決裁日の前に予定価格調書が作成されていることを確認した。石垣市消防本部事務決裁規程を遵守し、適正に対処していただきたい。

(4) 届出文書の対処の不備（是正事項）

(5) 契約書の不備（是正事項）

契約書に貼付している収入印紙の押印が不鮮明であることを確認した。押印が不鮮明であると契約書の真正性や有効性に疑問が生じる可能性があるため、契約書類の作成時には十分な注意を払い、押印の確認を徹底するよう適正に対応していただきたい。

(6) 検査調書の不備（是正事項）

(7) 切手受払簿の不備（是正事項）

(8) 起案用紙の不備（注意事項）

(9) 予定価格調書の封筒の不備（注意事項）

(10) 最低制限価格調書の封筒の不備（注意事項）

第7 総括

教育部においては、起案用紙の様式に不備を認めたことから見直しを検討していただきたい。また定期監査で繰り返される指摘事項等の不適切な事務処理について、依然として改善されていない事例が多数見受けられた。このような指摘事項等については全庁的な課題として捉え、組織内のチェック体制の強化を図り、次年度以降は同様の指摘が繰り返されることのないよう注意喚起を徹底するとともに、適正な事務の執行に努めていただくよう強く望むものである。